

「ヤングケアラー」に気付き、寄り添うために



こどもや若者が家族の手伝い・手助けをするのは「ふつうのこと」と思うかもしれませんが、しかし、学校生活に影響が出たり、心や体に不調を感じるほどの重い負担がかかっている場合は、すこし注意が必要です。

■問い合わせ 親子健やか室 433-2222

「ヤングケアラー」って？

「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っているこども・若者」のことです。食事の準備や掃除・洗濯などの家事、見守り、きょうだいの世話、感情面のサポートなどを行っていることが多いとされています。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

ヤングケアラーについて詳しくはこちら



出典：こども家庭庁(<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>) (参照2025-10-1)を加工して作成

「ヤングケアラー」は、実は身近にいるかも？

ヤングケアラーは家庭内のことであり、表に出にくいものです。「ヤングケアラーであることをこども自身やその家族が認識していない」「異変に気付いていても、家族の問題に周囲がどこまで介入すべきかわからない」などの理由から、必要な支援につなげていないケースもあります。ヤングケアラーを把握し、必要な対応を行うには、身近な人の「気付き」が大切です。

「ヤングケアラー」に気付くポイント

ヤングケアラーの存在に気付くためには、「ヤングケアラーがいるかもしれない」と意識することが必要です。ヤングケアラーには、以下の特徴が見受けられることがあります。

遅刻や早退、欠席が多い

学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある

家族の介助をしている姿を見かけることがある

幼いきょうだいの送迎をしている姿を見かけます

精神的な不安定さがある

「ヤングケアラー」を見つけたら、自分のことを相談したいと思ったら…

周囲に悩んでいるヤングケアラーがいた場合や、自身のことで相談したいときは以下へお問い合わせください。

ヤングケアラーに関する相談先

こども家庭相談センター
(福祉保健センター内)

☎ 433-2222

(祝日を除く平日、午前9時～午後5時)

11月9日(日)～15日(土)は

秋季全国火災予防運動

秋は火災が発生しやすい時季です。火災予防のために、日頃の暮らしから気を付けましょう。

■問い合わせ 予防課 420-2125



リチウムイオン電池が原因の火災に要注意!

リチウムイオン電池からの出火が原因の火災が、全国各地で多く発生しています。軽くてコンパクトで便利なリチウムイオン電池ですが、取り扱い方法を間違えてしまうと、火災につながる恐れがあります。

⚠ このような状態のときはすぐに使用をやめてください！

- 電池が膨らんでいるとき
 - 落としてしまったり、強い衝撃を与えてしまったとき
 - 使用中、充電中に異常な発熱があるとき
 - 社告で危険性が示されていたり、リコール品を使用していたとき
- また、車内などの暑い場所への長時間の放置は避けてください。

万が一、火花や炎が出たら…

大量の水で消火してください

火花が激しいときは無理に近づいてはいけません。水での消火後に、サイズの小さいものは水没させてください。また、必ず119番通報をお願いします。

不要になったリチウムイオン電池の回収について詳しくは、市ホームページをご覧ください。



11月9日は住宅用火災警報器点検の日

住宅用火災警報器の設置が義務化されてから10年以上が経過し、当初設置された多くの警報器本体が使用期限を迎えています。『11月9日は点検実施で安全安心いいく(119) らし』をスローガンに掲げ、大切な命を守るために毎年11月9日は点検を行い、10年を経過していれば交換しましょう。まだ設置していない住宅は、この機会に設置しましょう。

住宅用火災警報器の点検方法(動画)はこちら



大切な命を守るために点検を行いましょう